

山口大学医学会小西賞規定

第1条 この規定は、山口大学医学会会則第4条第2項により、小西俊造元山口大学長の厚志による寄付金を基金として、山口大学医学会に学会賞の制度を設け、その授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本学会賞は山口大学医学会小西賞(以下「本賞」という。)と称し、応募時点で継続して会員歴3年を有する山口大学医学会会員であり、次のいずれかの業績を挙げた者のうちから審査により授与する。

- 一 臨床医学の水準を著しく向上せしめたと認められる業績
 - 二 将来臨床医学への寄与が期待される業績
- 2 本賞の授賞の対象となる研究業績は、応募開始日から過去3年以内に受理された応募者が筆頭著者の論文若しくは著書とそれに関する過去5年以内に発表された論文若しくは著書とし、共同研究業績も授賞の対象とする。
- 3 既に、他の学会賞、山口大学医学部同窓会霜仁会「霜仁会学術振興賞・社会活動部門賞」または、山口大学大学院医学系研究科「いのちのために賞」を受賞したあるいは応募中のものは対象より除外する。
- 4 応募業績は山口大学の業績及びその関連施設に限る。

第3条 本賞に応募しようとする者は、次の必要書類等を作成し、毎年1月1日から3月末日迄に学会事務局を経て会長に提出するものとする。

- 一 業績審査願1通
- 二 履歴書1通
- 三 推薦書(評議員による他薦)
- 四 業績別冊7部(推薦書に記載した業績のほか、この業績に関する過去5年以内に発表された業績も含む(5編以内)。)
- 五 業績内容の説明、1600字以内1通(推薦書に記載した業績を過去5年以内の臨床業績と関連させて記載すること。)
- 六 共著者全員の署名

第4条 業績の審査は、審査委員会で行う。審査委員会は、新旧の総務幹事により構成され毎年新たに山口大学医学会長(以下「会長」という。)が委嘱する。審査委員長は総務幹事の互選により決める。

2 審査は総会開催日の約1ヶ月前までに終了するものとする。

第5条 本賞の受賞者には、表彰状及び奨励金を授与し表彰する。

2 本賞の授与は、総会において行う。

第6条 本賞の受賞者は、授賞の対象となった研究業績の要旨を山口大学医学会学術講演会で発表するものとする。

附則

この規定は、令和3年10月10日から施行する。なお、従前の山口大学医学会小西賞内規は廃止する。